

○ 経済産業省告示第三十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 「略」	一 「略」
二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同条第四号に掲げる契	二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同条第四号に掲げる契

約で金銭の借入契約に該当するものに基づき特定資本取引を除く。）であつて次に掲げる者との間で行うもの

イ 〽ル 「略」

ヲ 資産凍結等の措置の対象となるベラ

ル ー シ 共和国の個人及び団体として外

務大臣が定めるもの（国際平和のため

の国際的な努力に我が国として寄与す

るために講ずる資産凍結等の措置の対

象となるベラ ル ー シ 共和国の個人及び

団体を指定する件（令和四年外務省告

示第九十一号）で定めるものをいう。

）

約で金銭の借入契約に該当するものに基づき特定資本取引を除く。）であつて次に掲げる者との間で行うもの

イ 〽ル 「略」

「新設」

ワクタ 三 〔略〕	ヲヨ 三 〔略〕
備考 表中の「 」は注記である。	

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号を次のように改める。

- 一 附則を次のように改める。

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二号ルの規定は、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件（令和四年外務省告示第七十九号）別表1に定める団体のうち、ロシア連邦中

中央銀行については令和四年三月一日から、バンク・ロシアについては令和四年三月二十八日から、プロムスヴヤジバンク及びV E B・R F（ロシア対外経済銀行）については令和四年三月三十一日から、その他の団体については令和四年四月二日から施行する。